



未成年者と妊婦さんへの

『たばこ』と『お酒』が

もたらす害

未成年者の場合

◆たばこ

満20歳未満の喫煙は禁止されています。

- 子どもが「たばこやたばこの煙」を吸うと、
 - ・身長伸びが悪くなる。
 - ・学力が低下する。
 - ・喘息、呼吸器疾患、中耳炎の原因になる。
 - ・むし歯が増える。
- ・大人になってからの発がん率が高くなる。
- また、吸い始める年齢が若いほど、ニコチンへの依存度が高くなり、なかなかやめられなくなります。

◆お酒

満20歳未満の飲酒は、禁止されています。

- 子どもがお酒を飲むと、
 - ・脳細胞を破壊し、理性的な行動ができなくなり、学校生活への不適応や記憶力が悪くなる。
 - ・性ホルモンの量が減り、勃起障害、生理不順になる可能性がある。
 - ・アルコール依存症になりやすくなる。

※県の「未成年者の喫煙・飲酒状況等調査」によると、家族や友達の喫煙や飲酒行動が本人の喫煙、飲酒行動に大きな影響を与える傾向があります。20歳までは、たばこを吸わない、お酒を飲まないように注意し、家族や周りの大人もすすめないことが大切です。

妊婦さんの場合

◆たばこ

赤ちゃんを「たばこ」の害から守りましょう。

- 妊婦さんが「たばこ」を吸うと、
 - ・低出生体重児が生まれる頻度が2倍、自然流産が2倍、早産が1・5倍になる。
 - 赤ちゃんが生まれてからも吸うと、
 - ・母乳の分泌量が少なくなる。
 - ・赤ちゃんは、嘔吐、下痢、脈拍増加、落ち着きがないなどの症状がでる。
- ※妊婦さんやお母さん本人の喫煙だけでなく、周りの人の喫煙による受動喫煙でも赤ちゃんに同じ害があります。赤ちゃんや妊婦さんへたばこの害から守りましょう。

◆お酒

- 妊婦さんのときに、お酒を常に飲んでいると、
 - ・知能障害、発育障害を伴う胎児性アルコール症候群の赤ちゃんが生まれる可能性が高まる。
 - ・奇形や発達遅延になることがある。
- 授乳中にお酒を飲むと、
 - ・母乳を通して赤ちゃんに移行する。
 - ・母乳の分泌量が減少し、赤ちゃんの成長が抑制される。

※妊婦さん、授乳中のお母さんはお酒を控え、周りの人はお酒をすすめないようにしましょう。

【ご案内】

予防接種救済制度

平成25年3月31日までに、市町村の助成により、ヒトパピローマウイルスワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのいずれかを接種した方のうち、接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合があります。

※心当たりのある方は、具体的な請求方法等について、下記まで至急お問い合わせください。



▼問い合わせ先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
救済制度相談窓口 ☎0120-149-931
※ご利用になれない場合は、☎03-3506-9411(有料)

【シリーズNo.4】

がん検診を受けよう

「若い世代に多い子宮頸がん」

20歳代後半から40歳前後までが最も発症する可能性が高くなります。

検診を受けると死亡率が低下することが明らかになっています。必ず受診しましょう。

■2月末まで子宮頸がん検診実施中です！

◆対象

20歳以上の女性で平成27年度中に偶数年齢となる方

◆検診料金 500円

(40歳、50歳、60歳の節目年齢に該当される方は無料)

◆実施場所 市内医療機関(婦人科)

◆対象とならない方

・子宮の病気で治療中の方など詳細はお問い合わせください。

※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は、事前に健康づくり課で申請すると無料になります。

▼問い合わせ先 健康づくり課 ☎25-1880